

# 神戸市火災予防規則の一部改正の概要

## 1 改正背景、目的

市民サービスの向上のために防火教育担当資格者証の廃止など行政手続きの簡素化を図るとともに、資格喪失条項を廃止し、資格の要件を緩和します。また、その他必要な文言の整理を行います。

## 2 改正内容

### (1) 防火教育担当資格者証の廃止等（第7条の2第1項から第5項、第7条の3、第7条の5）

神戸市火災予防条例第50条の4の3第3項の規定により、防火教育担当者（防火管理上必要な業務に関する教育の担当者をいいます。）を定めた際は、遅滞なく消防長に届出することとしています。現在は、防火教育担当資格者証の交付を受けていることを防火教育担当者の要件としていますが、防火教育担当資格者証を廃止し、防火教育担当資格者講習を修了した者を防火教育担当資格者とすることにより、資格者証の交付を待つことなくすぐに消防長あて届出ができるようにします。

また、神戸市火災予防条例第50条の4の3第4項に規定する講習の受講期間の起算日を「講習を受けた日以後における最初の4月1日」に改め、期限を5年後の年度末までとします。

加えて、当該講習を受講しなければならない等の資格を失う条件を廃止します。

なお、防災教育担当資格者についても上記と同様とします。

### (2) 様式の変更・削除について（第12条）

#### ア 防火教育担当資格者証及び関連様式の廃止等

防火教育担当資格者証を廃止することなどに伴い、関連する様式を見直します。

- ・「防火教育担当者選任（解任）届出書（様式第3号の2）」及び「防災教育担当者選任（解任）届出書（様式第3号の3）」を一部変更します。
- ・「防火教育担当資格者証（様式第31号）」、「防火教育担当資格者証交付申請書（様式第31号の2）」、「防火教育担当資格者証再交付申請書（様式第31号の3）」、「防災教育担当資格者証（様式第32号）」、「防災教育担当資格者証交付申請書（様式第32号の2）」、「防災教育担当資格者証再交付申請書（様式第33号）」は削除します。

#### イ 防災設備技能講習修了証の写真の廃止

- ・「防災設備技能講習修了証（様式第33号の2）」の写真を廃止します。

#### ウ その他

- ・「防火対象物使用開始届出書（様式第9号）」の備考欄に軽微な変更があった場合の注意書きを追記します。

## 3 施行期日

令和4年6月1日（予定）